




令和5年度 プレジャーボートの違反行為に対する指導、停止命令について

■滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（琵琶湖ルール①～③）に基づき、琵琶湖におけるプレジャーボートの適正な利用を推進するとともに、近年の利用状況に鑑み、違反行為について監視・取締の体制を強化している。

<p>ルール1</p> <p>プレジャーボートの 航行規制水域での 航行禁止</p>  <p>※平成15年4月～</p>	<p>ルール2</p> <p>従来型2サイクル エンジンの使用禁止</p>  <p>※平成23年4月～ 完全実施</p>	<p>ルール3</p> <p>プレジャーボートの 適合証の表示義務</p>  <p>※平成24年10月～</p>
--	--	---

監視・取締における取締体制の強化について

- 令和5年度は、5月から10月末にかけて連休や夏季シーズンの日曜日を中心に29回、監視船による監視・取締を実施した。滋賀県警や他の行政機関と合同で指導啓発活動を行った他、レジャー対策係以外からの応援職員を動員し、プレジャーボートが最も多く利用されている近江舞子地域に集中的に職員を配置し、監視取締を行う、集中取り締まりをお盆期間を中心に3回計画した。
- 滋賀県警や他の機関との合同啓発や集中取り締まりの際には、監視船による監視だけでなく、水上バイクによる監視も同時に展開し、小回り等の点から監視船では指導が行き届きにくい対象についても、指導を行うよう取り組んだ。
- 陸上監視班、湖上監視班とは携帯電話の他、トランシーバーが有効な場所ではトランシーバーを活用し常に情報共有を行い、苦情対応や条例違反となる航行について速やかに指導を行えるよう、連携して活動を行った。
- 航行規制水域での悪質な違反行為航行については、**停止命令書**を交付
H30年:4件 R1年:2件 R3年:5件 R4年:6件 R5年:8件
- 水鳥の営巣地保全水域（長浜市湖北町）では、水鳥の飛来に合わせ、12月に監視を行った。
- 航行規制水域違反者に対する指導・警告件数は88件であった。

従来型2サイクルエンジンの使用禁止および適合証の表示義務違反について

■琵琶湖での従来型2サイクルエンジン艇の使用は近年みられず、令和5年度においても航行を確認していない。また、適合証の表示義務についても利用者に浸透しているようで、令和5年度は適合証非表示艇はほとんど確認していない。

関係機関との合同啓発について

7月17日（月）近江舞子南浜水泳場（大津市南小松）における合同啓発活動
参加機関：滋賀県琵琶湖保全再生課，滋賀県警，国土交通省

令和5年度航行規制水域の違反行為に対する指導について

○各市ごとの警告件数

	大津市				野洲市	東近江市	彦根市	米原市	長浜市	合計
	南小松	北比良・大物	北小松	小野						
5月	7	0	0	0	0	0	0	1	0	8
6月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7月	22	1	0	0	0	0	0	0	0	23
8月	23	2	1	1	0	1	6	1	0	35
9月	18	0	0	0	1	0	0	0	1	20
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	71	3	1	1	1	1	6	2	2	88